

| 令和5年度 第1回羽村市特別職報酬等審議会 会議録 (敬称略) | |
|--|---|
| 1 日 時 | 令和5年9月28日(木) 午後6時～午後7時40分 |
| 2 会 場 | 羽村市役所西庁舎3階庁議室 |
| 3 出 席 者 | <p>【会長】志田 保夫 【職務代理】西川 美佐保</p> <p>【委員】浅野 光男、小山 克也、青木 真澄、下野 剛、堀口 勝也、安中 司 鈴木 悦子</p> <p>【市長】 【事務局】総務部長、職員課長、給与厚生係長、職員課主事</p> <p>【説明員】議会事務局長</p> |
| 4 欠 席 者 | なし |
| 5 議 題 | <p>(1) 羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定めについて</p> <p>(2) 会議録の作成及び公表について</p> <p>(3) 諮問事項の内容及び資料の説明</p> <p>(4) 審議の進め方について</p> <p>(5) 次回以降の開催日時の調整について</p> |
| 6 傍 聴 者 | なし |
| 7 配布資料 | <p>配布資料</p> <p>次第</p> <p>(資料1) 羽村市特別職報酬等審議会委員名簿</p> <p>(資料2) 羽村市特別職報酬等審議会条例(No.1)</p> <p>羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針(No.2)</p> <p>羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準(No.3)</p> <p>議員の職務について(No.4-1～4-2)</p> <p>特別職の期末手当の支給月数について(No.5)</p> <p>給与勧告の手順(No.6)</p> <p>議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(No.7)</p> <p>羽村市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(No.8)</p> <p>(資料3) 羽村市特別職報酬等審議会の会議の傍聴に関する定め(案)</p> <p>(資料4) 26市議員報酬等一覧表(No.1)</p> <p>26市特別職の期末手当支給月数の決定方法(No.2)</p> <p>特別職の期末手当支給月数の推移(No.3)</p> <p>26市の人口・財政状況(No.4-1～4-2)</p> <p>令和3年度市民一人当たり市債残高・積立金残高(No.4-3)</p> <p>羽村市の主な財政指標等の推移(No.5)</p> <p>用語の解説(No.6)</p> <p>羽村市特別職報酬等審議会への諮問について(写)</p> <p>特別職の報酬等の額について(答申)令和3年12月28日(写)</p> |
| 8 会議の内容 | <p>1. 委嘱状の交付</p> <p><市長から各委員へ交付></p> |

| | |
|--|--|
| | <p>2. 市長あいさつ</p> <p>(市長) 本日は御多用の中、羽村市特別職報酬等審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、皆様には日頃市政運営に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本審議会は、羽村市議会議員の報酬並びに羽村市長、副市長、教育長の給料の額などについて御審議をいただくもので、今回は令和3年度に本審議会を設置し、御審議をいただきました。その際、期末手当の支給月数について、市長、副市長、教育長は、一般職職員の支給月数に準じて改定することが適当である、議員は、その都度審議会に諮って決定することが適当である、という答申をいただきました。</p> <p>この答申を踏まえ、議員の期末手当の支給月数について、御審議いただくため、今回、審議会を設置させていただきました。</p> <p>つきましては、委員の皆様には、忌憚のない御意見、御審議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> |
| | <p>3. 委員の紹介</p> <p><羽村市特別職報酬等審議会委員名簿により、職員課長が各委員を紹介> <職員課長が事務局出席職員を紹介></p> |
| | <p>4. 会長及び職務代理の選任</p> <p><会長及び職務代理の選任方法、その役割等について、資料2 (No.1) 「羽村市特別職報酬等審議会条例」により事務局から説明></p> <p>【委員】 会長は、前回会長を務められた志田委員にお願いしたい。</p> <p>【委員】 意義なし</p> <p><会長に志田委員が選任される> <条例の規定に基づき、会長に対し、職務代理の指定を求めたところ、西川委員を指定> <西川委員が了承され、職務代理に選任される></p> |
| | <p><会長及び職務代理あいさつ></p> <p>(会長) 羽村市特別職報酬等審議会会長に選任されました 志田 です。審議会のスムーズな進行に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様それぞれの立場や視点から、活発な御議論を頂きたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>(職務代理) 羽村市特別職報酬等審議会の職務代理に選任されました西川です。会長の補佐役として、スムーズな議事運営の進行に努めていきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| | <p>5. 諮問</p> <p><市長から会長へ諮問 別紙「諮問」の写し参照></p> <p>【諮問事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議員の期末手当の支給月数について ・ 議会の議員の期末手当の支給月数の決定のあり方について |

| | |
|--|---|
| | <p>6. 議事 <以降、会長により進行></p> |
| | <p>(1) 羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定め(案)について</p> <p>(会長)「議事－(1)羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定め(案)について」事務局から説明をお願いします。</p> <p><資料2 (No.2) 「羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針」及び資料3 「羽村市特別職報酬等審議会の会議の傍聴に関する定め(案)」により、事務局説明></p> <p>(事務局) 市では行政運営の透明性を確保するため、「羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、各種審議会等については、個人情報など、情報公開条例に規定する不開示情報を取り扱う場合を除き、原則公開としている。また、それらの議事録についても原則公開としている。</p> <p>このため、本審議会についても、原則公開となり、会議の傍聴に必要な約束ごと等を規定する必要がある。</p> <p>事務局において、審議会の傍聴に関する定め(案)を作成したので審議いただきたい。</p> <p>(会長) 事務局からの説明について、意見や質問等はあるか。</p> <p><質疑なし></p> <p>(会長) 意見や質問が無いようなので、「羽村市特別職報酬等審議会の傍聴に関する定め(案)」について、事務局案のとおり決定したいがよろしいか。</p> <p><意義なく、原案が承認される></p> <p>(会長) 本日、傍聴の希望者はいるか。</p> <p>(事務局) 傍聴の希望者はなし。</p> |
| | <p>(2) 会議録の作成及び公表について</p> <p>(会長) 会議録の作成及び公表について、事務局から説明をお願いします。</p> <p><資料2 (No.3) 「羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準」により、事務局説明></p> <p>(事務局) 「羽村市情報公開条例」第23条第1項の規定において、実施機関が保有する情報を、公表又は提供しなければならず、当審議会も「羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準」に基づき、会議録を作成し公表する。</p> <p>会議録の記録方法は、当審議会では要点記録と考えている。また、出席者の氏名は公表することが原則であるが、当審議会は報酬に関する審議をすることから、利害関係等が生じることが想定されるため、発言者の氏名は記録せず、「委員」と記録し公表したいと考えている。記録方法と発言者氏名の2点について審議願いたい。</p> <p>なお、公表にあたっては、事前に各委員に内容を確認していただく。</p> <p>(会長) 事務局からの説明について、意見や質問等はあるか。</p> <p><質疑なし></p> <p>(会長) 会議録の作成及び公表については、要点記録とし、発言者の氏名は「委員」として記載することとしたいがよろしいか。</p> |

<意義なく、原案が承認される>

(3) 諮問事項の内容及び資料の説明

(会長) 諮問事項の内容及び資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料の額及び羽村市議会の議員報酬の額及び政務活動費の額等について、審議していただくため、概ね4年毎に設置し、答申を行ってきた。

前回、令和3年度の審議会答申において、市長、副市長及び教育長の給料の額及び、議員の政務活動費については、「現行の額を据え置くこと」との答申であった。また、議員報酬の額については、役職に応じ1万円ないし2万円の引上げ改定という答申であり、令和5年度から改定を行った。

期末手当の支給月数について、「市長、副市長及び教育長は、一般職職員の支給月数に準じて改定することが適当である」、「議員は、その都度審議会に諮って決定することが適当である」との答申であった。この答申を踏まえ、議員の期末手当の支給月数及びその決定のあり方についての諮問となっている。

(事務局) 配布資料について説明をする。

資料2は、本審議会の位置づけ、審議いただく市長、議員等の役割、また、給料、報酬に係る規定、市の条例などをまとめたものである。

<(No.1)羽村市特別職報酬等審議会条例は、説明済みで省略>

<(No.2)羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針>

市の様々な審議会の設置及び運営に関する指針で、本審議会もこの指針に沿って設置、運営することになる。

<(No.3)羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準は、説明済みで省略>

<(No.4-1)議員の職務等について(地方自治法より抜粋)>

地方自治法に規定されている議員や議会に関する事項を抜粋して掲載している。

<(No.5)特別職の期末手当の支給月数について及び(No.6)給与勧告の手順について>

市議会議員は地方公務員法上、「特別職の地方公務員」に位置付けられている。ただし、平成20年の地方自治法改正により、議員報酬が他の「非常勤の職員」の報酬規定から分離されたため、「常勤」「非常勤」のいずれにも定義付けられていない職となっている。

東京都人事委員会の給与勧告にあたり、職員の給与と民間従業員の給与との比較のために、「職種別民間給与実態調査」を実施している。この調査は、都内に所在する調査対象産業の事業所を無作為抽出して実施している。羽村市においては、人事委員会を設置していないので、東京都人事委員会勧告に準じて一般職職員の給与を改定している。

<(No.7)議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例>

議員の報酬等を規定しており、別途説明する。

<(No.8)羽村市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例>

議員が長期にわたって議会活動を行わない場合における議員報酬及び期末手当の支給について、特例により減額することを規定している。

(説明員) 議会の仕組みや議員の仕事について補足させていただく。令和5年5月8日に地方自治法が改正され、議員の職務について細かく規定された。議員を取り巻く状況は変わっており、議員のなり手がいないことが問題となっている。羽村市は議員定数が18人のところ、前回の選挙では23人の立候補があった。地方議会では立候補した人の人数が定数以下となり、そのまま当選するケースも出ている。

議員には、市議会としての公式活動である議会活動の他に、議員個人としての議員活動もたくさんある。四半期に1回の一般質問に向けた調査・研究などでは、近隣市や先進自治体の事例を視察したり、電話で聞き取りなどを行っている。会派の活動や政党の活動などもある。熱心な議員は、近隣市や先進自治体へ赴き、何時間も生の声を聞いてくるということもある。

市主催行事や学校行事への参加も多い。その他、市民から議員への市民相談も増えており、市への橋渡し役として動いている。平日・休日、昼夜を問わず活動することが多く、非常に多様な活動状況となっている。

議員は一般職とは違い、公正に選ばれた職で、兼業が認められた職であり、職務専念義務がない職である。議員の報酬は、一般職の人事委員会勧告に従うべきものではないが、市長の報酬と比較衡量されてよいのではないかとの見解もある。

一方で、議員は非専門職であり、兼業議員が多かった昔と比べ、現在は議員を取り巻く状況は変わっているので、専門の議員が増えている。その点から考えても、議員報酬に生活給的な側面があることを考慮する必要があるという論調もある。議員を取り巻く状況が変わっているということは皆さんにもぜひ知っていただきたい。

(会長) ここで、開始から1時間が経過したので、いったん休憩する。

休憩（5分）

(事務局) 休憩前に引き続き、資料4について説明をする。

<(No.1)26市議員報酬等一覧表>

東京都内26市の議長、副議長、常任委員長、議員の報酬月額、期末手当支給月数、期末手当支給額、報酬及び期末手当の1年間の支給額合計を一覧表にした資料で、令和5年4月1日現在のものである。

<(No.2)26市特別職の期末手当支給月数の決定方法>

議員、市長、副市長及び教育長、一般職職員の期末手当の支給月数、その決定方法等を一覧表にした資料で、令和5年4月1日現在のものである。一般職職員の期末・勤勉手当支給月数は、全市、東京都人事委員会勧告どおり4.55月となっている。

議員の期末手当支給月数が一般職職員と同じ4.55月の市は11市、一般職職員よりも少ない市は羽村市を含めて13市、一般職職員を上回っている市は2市となっている。

| | |
|--|--|
| | <p><(No.3)特別職の期末手当支給月数の推移></p> <p>議員、市長、副市長及び教育長、一般職職員の期末手当の支給月数の平成 8 年度からの推移である。着色がある部分は、支給月数が一般職職員と異なっていることを示している。</p> <p><(No.4-1~4-3) 26市の人口・財政状況と令和3年度市民一人当たり市債残高・積立金残高></p> <p>今回の審議にあたって令和3年度の数値を示したものである。</p> <p><(No.5)羽村市の主な財政指標等の推移></p> <p>平成28年度から令和4年度までの主な財政指標等の推移を示している。</p> <p><(No.6)用語の解説></p> <p>財政状況に関する資料の用語の解説となっている。</p> <p>(会長) 事務局から資料の説明があったが、これらの資料について、意見や質問等はあるか。</p> <p><質疑等なし></p> <p>(4) 審議の進め方について</p> <p>(会長) 本日は、具体的な議論に入る前に、今後の会議の進め方について、皆さんからそれぞれ意見を伺いたい。</p> <p>最初に、審議会全体のスケジュールについて、どうなっているか事務局に伺いたい。</p> <p>(事務局) 本日を含めて3回で考えている。例年、10月中旬に東京都人事委員会から給与勧告が行われるので、勧告を踏まえ、10月下旬以降に第2回審議会を開催したいと考えている。</p> <p>(会長) 第2回で委員の皆さんに意見を伺って、方向性を決め、その方向性に基づいた案について審議を進めていき、最後にまとめを行い、第3回で答申(案)について確認する、といった手順で審議を進めていきたいと思うが、皆さんの意見を伺いたい。</p> <p><異議なし></p> <p>(会長) 次回から具体的に審議を進めていきたいと考えているので、よろしくお願ひする。</p> |
| | <p>(5) 次回以降の開催日時の調整について</p> <p>(会長) 次回の会議日程について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 第2回及び第3回の日程を本日決めたい。</p> <p><調整の結果、第2回の日程を11月2日(木)午後6時から、第3回を12月4日(月)に決定する。></p> |
| | <p>その他</p> <p>(会長) 議事は以上となります。その他事務局から何かあるか。</p> <p><事務局から事務連絡></p> <p>①委員報酬について</p> <p>②マイナンバー申告書について</p> <p>(会長) 以上をもって終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。</p> |

